平成２１年（フ）第８２号
兵庫県南あわじ市八木寺内130番地２
債務者　中村　幹範
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第８７号
兵庫県洲本市宇山３丁目10番２号
債務者　金山　正信
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第１４８号
岩手県一関市大東町大原字山吹209番地17
債務者　太田　一行
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１５５号
石川県加賀市山代温泉桜町１丁目86番地　サンハイツ102号室
債務者　浅野　　舞
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第３０３２号
名古屋市天白区塩釜口２丁目502番地　晴雲荘205号
債務者　牧田　　隆
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１２１号
神戸市灘区篠原中町４丁目９番12号　風早アパート102号、従前の住所神戸市灘区篠原中町４丁目９番12号　風早アパート103
債務者　伊藤　翠子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２６７号
神戸市須磨区西落合６丁目１番56―403号
債務者　髙木製作所こと　髙木　和夫
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３８０号
神戸市長田区長田天神町５丁目１番10号
債務者　小倉　達弥
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４６２号
神戸市須磨区多井畑東町26番地の２　フレグランス奥須磨203
債務者　三上眞由美（旧姓真鍋）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４８８号
神戸市長田区四番町４丁目69番地市住39―403号
債務者　木村　光代
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４９３号
神戸市中央区二宮町４丁目21番３―703号
債務者　大﨑麻弥子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５１１号
神戸市北区君影町２丁目１番45―401号
債務者　田村　恵子（旧姓西河）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５３７号
神戸市中央区中島通３丁目４番30号、従前の住所神戸市灘区大石東町４丁目６番22号
債務者　森山　政和
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５３８号
神戸市中央区中島通３丁目４番30号、従前の住所神戸市灘区大石東町４丁目６番22号
債務者　森山　厚子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５４９号
神戸市灘区琵琶町１丁目７番５号、従前の住所兵庫県西脇市黒田庄町岡1075番地の73
債務者　久保木　実
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５７４号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番409―307号
債務者　白川　正幸
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２８号
松江市東津田町760番地１　アヴニールヴィラＢ103、前住所松江市東津田町1867番地１ファーイーストＡ103号室
債務者　江角　雅子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
松江地方裁判所民事部